自立支援教育訓練給付金

（専門実践教育訓練（専門資格取得を目指す）対象講座）

前橋市に住所を有する母子家庭の母または父子家庭の父（受講修了時に２０歳未満の児童を養育）で、下記の要件に該当する方には、教育訓練の受講費用の**６割**に相当する額が支給されます。

（1）児童扶養手当の支給を受けている、又は同様の所得水準にある。

（2）雇用保険制度の専門実践教育訓練給付の対象講座のうち、業務独占・名称独占資格の取得を目指す講座を受講する。（例：看護師・助産師・管理栄養士　等）

（3）過去に本給付金の支給を受けていない。

【支給内容】

1.雇用保険法による専門実践教育訓練給付金の受給資格がない方

受講費用の６割相当額。

2.雇用保険法による専門実践教育訓練給付金の受給資格がある方

受講修了後１年以内に雇用保険被保険者となる就職をした場合は、ハローワークから７割相当額が支給されるため、前橋市からの支給はありません。

修了後１年以内に就職できなかった場合は、ハローワークから５割相当額支給されますので、差額の１割相当額を前橋市から支給します。

※1、2の支給上限額は４０万円／年×修業年数（１６０万円以内）です。
（2はハローワーク支給額と合わせて）

※1、2の算定額が１万２千円未満のときは支給されません。

講座の指定申請前に必ずハローワークで雇用保険法の受給資格の有無についてご確認ください。

受講費用（入学料・授業料）に対する支給割合

	A　ﾊﾛｰﾜｰｸからの支給	B　前橋市からの支給	合計（A+B）
雇用保険なし	０％	６０％	６０％
雇用保険あり（１年以内に就職）	７０％	０％	７０％
雇用保険あり（１年以内に就職せず）	５０％	１０％	６０％

【申請から支給までの流れ】

＊入学・受講開始後の講座指定申請は支給対象外です。

【合格通知】

ハローワークで専門実践教育訓練受給資格の有無を確認 ⇒ 保健センターで事前相談 ⇒ 講座指定申請 ⇒ 入学・受講開始 ⇒ 卒業・受講修了 ⇒

（※該当者のみ）ハローワークで専門実践教育訓練支給額を確認 ⇒ 【支給額確定から30日以内】 支給申請

☆『教育訓練給付金』の指定申請に必要なもの

教育訓練講座指定申請書

来所時にお渡ししますので、記入してください。

受講費用と受講期間がわかるパンフレット等

児童扶養手当の証書

本人の所得制限超過により児童扶養手当が支給されない場合（本人の所得に限る）は、本制度の利用はできません。

教育訓練給付金支給要件回答書

指定申請にお越しになる前に、ハローワークで取得をお願いします。

マイナンバーカード（個人番号カード）

そ の 他

・雇用保険制度の教育訓練給付指定講座は、下記ホームページで検索できます。

→　https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/

・指定申請時に「教育訓練講座証明書」の用紙をお渡ししますので、受講期間中に訓練機関で証明を受けてください。

・指定を受けた後、受講期間の延長など、指定内容に変更があった場合には必ずご連絡ください。変更届が必要になります。

・指定を受けた後、次の各号に該当した時は指定が取り消しになります。

（１）教育訓練講座の指定の要件を欠くに至ったとき。

（２）指定を受けた教育訓練講座の受講を途中で止めるとき。

（３）指定講座受講者が市外に転出するとき。

（４）教育訓練講座の指定に付した条件に違反したとき。

（５）偽りその他不正の手段により指定又は給付金の交付を受けたとき。

問い合わせ

前橋市保健センター（前橋市朝日町三丁目３６－１７）

こども支援課　　電話：０２７－２２０－５７０１